契約変更理由書

神戸市

工　事　名	西神墓園スロープ設置工事(11 区)（第１回設計変更）

契約変更後の工事概要

工種	当初	変更
・土工	１式	１式
・擁壁工	31m	31m
・排水構造物工	１式	１式
・防護柵工	１式	１式
・構造物取壊し工	１式	１式　他

契約変更の理由

・均しコンクリート工（擁壁工）

擁壁工のコンクリート打設時、勾配部における型枠の浮上防止として、型枠を基礎からセパレーター鋼材で引っ張る必要があるが、基礎砕石では型枠の強度が得られない。擁壁工のコンクリートを数回に分けて打設すれば型枠の強度は確保されやすいが、その分打ち継ぎ目が多くなり、景観だけでなくコンクリートの品質も落ちてしまう。1 度で打設するために均しコンクリート工を増工し、型枠の強度を確保する。

・その他、現地精査の結果、各種の数量に増減が生じた。

以上の理由により、契約変更が必要となる。

（公表様式第６号）